

## 令和 7 年度 第 1 回豊川市公契約審議会 議事録

### 1 日時

令和 7 年 1 月 17 日 (月) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分

### 2 会場

豊川市役所 本 3・4 会議室 (本庁舎 3 階)

### 3 出席者

委員

金井 幸子 (愛知大学法学部 准教授)  
渡辺 裕一郎 (愛知県社会保険労務士会)  
落合 利夫 (豊川商工会議所 建設関連部会長)  
森下 保 (豊川商工会議所 専務理事)  
横田 考正 (愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長)  
※ 1 名欠席

事務局

総務部長	黒田 紀弘
総務部次長	天野 広一
総務部契約検査課課長	林 健史
総務部契約検査課課長補佐	白井 伸幸
総務部契約検査課契約係長	井上 徳生

### 4 会議の開催の可否

公開

### 5 傍聴者

なし

**1 開会**

**2 新委員紹介**

**3 会長あいさつ**

**4 令和6年度審議会の答申について**

**【会長】**

次第4「令和6年度審議会の答申」について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

資料1について説明。

**【会長】**

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

**【会長】**

周知チラシはこの大きさですか。

**【事務局】**

A2版です。

**【会長】**

他にご意見がないようでしたら終了いたします。

**5 特定公契約の状況について**

**【会長】**

次第5「特定公契約の状況について（1）令和6年度、令和7年度（9月30日時点）特定公契約一覧表」について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

資料2-1について説明。

資料2-2について説明。

**【会長】**

ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

**【委員】**

特定JVとはなんですか。

**【事務局】**

工事発注にあたり、単体の事業者ではなく2者又は3者で組んだ合同企業体で募集をすることがあります。そのような企業体を特定JVと言っております。大型の工事で適用しています。

**【委員】**

最低賃金が上がり、金額が上がっている中で、業務委託の業者から契約の件で増額の申し入れなどはありますか。

**【事務局】**

単年で契約しているものについては、最低賃金の伸びに合わせた設計金額としています。業者の方も理解しているため特に意見はありません。今回の特定公契約には該当していませんが、長期継続契約の委託業務では、賃金の伸びを見込んで入札をしてはいるが伸び率が上回っていることで、そのような相談が一部の担当課にあったと聞いております。

**【委員】**

結構な額で伸びていますからね。3年とか5年の契約では、厳しい契約かなと思います。

**【会長】**

他にご意見がないようでしたら終了といたします。

**【会長】**

続きまして、「(2) アンケート結果（特定公契約対象事業者・従事者）」にうつります。事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

資料3について説明。

資料4-1について説明。

資料4-2について説明。

資料4-3について説明。

**【会長】**

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

**【委員】**

事業者のアンケートの問7の④、賃上げコスト上昇分は価格転嫁できたかどうかについて、一部できた、できていないの回答割合が高いと感じています。全体の話でもあったとおり、色々な資材やコストも上がり、人手不足から生産性を上げるための方策でデジタル化等進めているとのことだが、この価格転嫁が大事なポイントかなと思っています。労務費の高騰もありますし、適正な価格を反映しないと厳しいと思います。また、従事者の方のアンケートを見ても、賃金が変わってない、あまり上がってないと感じている方、上がった人もいれば、年齢構成の中で上がってない人達も多分いると思うので、この辺をもう少し深掘りできるといいと思います。休暇に関する問い合わせがありましたら、労働時間に関しての問い合わせが無いので、そういったものも合わせて見ていくといいと思います。

**【事務局】**

価格転嫁については、まとめにも記載していますが、設計金額は適正な工期を設定し、直近の単価等を使用して金額を算出していますので、今後も継続していきたいと思います。工事につきましては、長期となる場合であればインフレスライド制度もあり、上昇した分については変更する制度もありますので、しっかりと周知していきたいと思います。

**【会長】**

労働時間という話もありましたがどうでしょうか。

**【委員】**

日当たりの時間など併せて確認していった方が労働環境という意味ではよいと思います。

**【事務局】**

市では週休2日工事を進めていますが、まだ適用できていない業種もありますので、広げていきたいと考えています。

**【会長】**

他にご質問・ご意見はありますでしょうか。

**【委員】**

アンケートは、外国人の方が回答した例がありますか。あれば何人ぐらいですか。

**【事務局】**

工事現場において、従事されている方にアンケートをとっており、外国の方も何人かいましたが、人数は把握していません。

**【委員】**

チラシやポスターの話になりますが、現在、外国の方が9,000人以上、市の人口の5%近くになっており、その方たちも公契約に関する労働者ではないのかなと思います。日本語が解る方だけではないため、外国の方に対する周知方法も必要なのかなと思います。また、派遣みたいな形で現場に入っている労働者が何人かいると思いますが、元請か下請の誰が周知しなければいけないのかよくわかりません。

**【事務局】**

周知は元請の業者にお願いしています。また、一人親方も含め、元請の事業者の方が工事に関わるすべての従事者の方に周知をしていただくという形となります。

**【委員】**

現場で働いている人すべてに、元請が周知しなければいけないということですか。下請の各担当者に周知しなさいと言うだけでは伝わらないこともあるのかなと思いました。

### **【事務局】**

下請の事業者に周知していただくこともあります、現場に初めて来る方がいるときに周知をしていただくことをお願いしています。基本的に元請業者がある程度、主になってやっていただきたいと思っています。

### **【委員】**

アンケート結果で見る限り、事業者と従事者との温度差が気になります。公共工事を行っている事業者としては、労務単価が毎年5%近く上がっているため、それに比例して賃金も上げている状況で、自分の会社の社員は上がっている認識はあると思います。下請にも見積もりをとると去年よりも経費も上がっており、交渉はするが、上がった経費で下請負契約を行っています。しかし、アンケート結果を見ると、従事者に下請が多いためか変わらないという答えになるのかなと思います。下請に賃金を上げているかはあまり聞けないが、会社としては確実に上げていると思います。今の時代、賃金を下げたら下請にも入ってくれなくなるため、この結果に関しては少し残念です。逆に賃金が上がっても物価が高くてそう感じるのか、少し難しいところだと思います。また、アンケートの中で自分の職種についての問がありました、その他の回答が多いのはなぜですか。

### **【事務局】**

その他の回答は、塗装工、防水工など、アンケートの区分にない職種の方はその他に記載しているため、その他が多くなったと思われます。

### **【委員】**

労働意欲が向上するもので、休日・労働時間と回答した方は、休日をもっと多くして欲しいのか、労働時間を短くして欲しいという意味の回答が多いのか、それとも休日出勤すると給料が少し上がるため、休日出勤したいのかどうか。

### **【事務局】**

市の方は働き方改革ということで、休日をもっと多く又は労働時間で時間外が無いなどの意味で、アンケート項目とさせていただきましたが、現場で従事者に配布してその場で書いていただく形をとっています。項目の説明までできていないため、そのように捉える方もいるかもしれません。

### **【会長】**

賃金が低いから休日に労働して稼ぎたいと思っている人もいるかもしれませんね。アンケートの難しいところですね。その他ありますでしょうか。

### **【委員】**

工事の従事者の方の問11で、年齢層はわかりますか。

### **【事務局】**

アンケートで従事者の方の年齢は聞いていますが、何歳の方の回答がどのような分布であるかというところまでは、把握しておりません。

**【委員】**

データがあれば、今後、事業者の方が反映しやすいかなと思いました。

**【会長】**

大事な点ですね。アンケートをして下さる方が増えている感じですね。

**【事務局】**

今回、少し規模の大きな現場に行きアンケートを行ったため、数多く聴き取ることができたと思います。目安として、100名以上になるように現場を回っています。

**【会長】**

他に意見がなければ次にうつります。

## 6 議題

**【会長】**

次第6「議題（1）労働報酬下限額について」にうつります。労働報酬下限額設定区分につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

資料5 1～2ページについて説明。

**【会長】**

ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

**【委員】**

算定対象とする手当等、今後の話として聞いていただけたらと思いますが、家族手当や通勤手当について、例えば7人目のお子さんができた場合は、家族手当がすごく上がって下限額を満たしてしまった場合はどうなのかなと思うし、自宅から働く場所までの距離が長いから通勤手当が上がるパターンもあるので、このような場合はどうなのかと思います。

**【事務局】**

下限額を設定するにあたり、公共工事設計労務単価の何%にするかという形で決めさせていただいておりますが、その公共工事設計労務単価は、毎年、都道府県が業種ごとに賃金のサンプルを抽出して金額が確定されます。その基準に家族手当や通勤手当を含んで算出することになっております。

**【会長】**

他に意見がなければ次に進みます。

**【会長】**

続きまして、「(1) 一⑦【工事請負契約】（公共工事設計労務単価設定あり）」について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

資料5 3~7ページについて説明。

**【会長】**

ご質問・ご意見がありましたらお願ひします。

先ほどの意見で、労働者の方から上がっている感じが見られないとのことです  
が、どうですか。

**【委員】**

2月か3月ぐらいに、賃金を物価調査会が指定して、愛知県単価がまた下がることなく、上がると思います。物価の上がり方を考えると、多分また同じように5%弱ぐらい上がるではないかなと予想しています。それに伴い資料を見る限り、6年度から7年度で2,350円から2,480円に上がりました。多分同じような率で上がって、仮にですが81%とするとその率の上昇でさらに上がってしまう。事業者側からすれば、上げてあげたい気持ちはあっても、会社が成り立つかということがありますので、現状維持がいいと思います。ただし、記載のとおり、従事者が上がったという感覚がない回答も多いため、上げざるを得ないかなということもあります。上がっても81%にして欲しい。事業者側からすると80%というころです。

**【会長】**

他はいかがでしょうか。

**【委員】**

先ほどの意見はすごく納得ができる話で、実際に下限値を%ではなく、どのぐらいの金額で設定すればいいのかというところが大事なのかなと思っています。県の設計単価が変わることが読めない段階で、なかなか%で示すのは難しいと感じています。どうしても%でという話ならばそのままかなと思います。あと、最低下限額ですから、単価が思ったよりも上がってしまったときは、事業者側は辛いですね。そこを考えると、今の想定で考えられる最低ぐらいの方がいいのかなと思います。

**【会長】**

現状維持ですね。労働者側はいかがでしょうか。

**【委員】**

なかなか難しいところですが、今言われたとおり最低額ということで、アンケートで上がった方が、どこの範囲の方を示されているのか深堀できていないため、少し難しいかなと思ってまして、当然最賃との関係もあるので、経験が少ない方は割と上がっていると思います。その中で経験されている方もいるわけで、おそらくその人達が上がったと感じていないのか、どのゾーンに対してというのが結構曖昧であるため、私のイメージだと全体が上がるというよりは、下が上がるイメージであり、また、この事業とのバランスも重要と考えており、労働者にとってはいいことですが、その反面、労働時間や環境面が悪化するという部分もあるので、バランスを見て判断するのがよいと思います。

### **【委員】**

委員の皆さんには手取りだけしか見てなく、振り込まれた金額で生活するので、いくら支給額が上がったのかあまり見ないというか、上がった感覚がないというところは、アンケートの中からは少し見にくいかなと思いますけど、2年ごと（3年目）に率を上げてるので、順番からいくと上がるのかなという感じもします。

### **【会長】**

ご指摘のとおり2年ごとに上げていますね。令和5年から令和6年で2%上げています。2年経ちますので上げた方がよいか、いかがでしょうか。他に意見はありますか。

### **【事務局】**

事務局からですが、欠席されている委員に事前に説明させていただき、現状どのような考え方聞いたところ、設計労務単価の上昇はそれなりに上がっていることを考えると、労働者代表としては上がる方がいいという思いもあるが、80%の現状のままで良いのではないかとの意見をいただいております。公契約条例で下限額を設定しているのが、全国でまだ32団体しかなく、当初、事業者にとって無理のない範囲ということで75%、少し低いところからスタートした経緯がありました。近隣の豊橋市を参考に80%ぐらいまでは徐々に上げていこうと考えていましたので、ここ5、6年で80%まで上げてきました。

### **【会長】**

豊橋市も昨年、上げるかどうか検討したところ、80%は全国的に見ると低いけれども、条例制定していること自体、素晴らしいことなので、無理に上げなくてもよいのではないかという話になりました。条例を制定している自治体の中では低いかも知れないけれど、全国的に見たらトップレベルだということで、現状維持となりました。2年ごとに上がっていますが、前回が2%上げているので、さらに上げるとなると少し厳しいのではないか。もう少し様子を見てもいいのかなというのが私の意見です。80%で現状維持だとしても、金額自体は上がりますからね。現状維持という形に落ち着きそうなところではあります。

### **【委員】**

確実に令和8年度の単価が上がるという見込みであれば、現状維持というのは妥当であるかなと思います。逆に他の自治体でもっと上の率のところは、大丈夫なのかなと思うぐらいの金額だと思います。

### **【会長】**

少し様子をみたほうがいいと思います。また、次回も議論できるということですね。

### **【事務局】**

次のときに、最終的に何%と決定していただければと思います。

**【委員】**

公共工事労務単価というのは、今が普通作業員で1日当たり24,000円ぐらい、20年前の時に一番最低が13,000円でした。その時は各事業者、働けば働くほどマイナスになっていくようなイメージがありました。それを思えば、単価を上げていき、17,000円で落ち着くのかなと思ったら、どんどん上がり、来年も多分上がると言つてました。やっと建設業が製造業ぐらいに近づいてきて、会社自体も大分良くなつてきました。事業者側も臨時ボーナスで従業員に還元するなど、会社ばかりが儲けるのではなくて、従業員へという考えはあると思いますので、80%ぐらいがいいのではないかと思います。

**【会長】**

他はいかがでしょうか。80%ということで次回に向けてしっかり考えていただきたいと思います。

**【会長】**

続いて、「(1) -①【工事請負契約】(公共工事設計労務単価設定なし)」について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

資料5 8ページについて説明。

**【会長】**

ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願ひします。

**【委員】**

どのように計算しているのか解らなくて、直近3年間の普通作業員単価との比率を使用して何にかけるのですか。

**【事務局】**

設定されてない職種でも過去には設定された時がありましたので、その時にどのぐらい普通作業員に対して伸びていたのか、過去3年間の平均を出して、今年度の普通作業員の単価に掛けています。

**【委員】**

前の単価が無いものもあるのですか。

**【事務局】**

51の職種の中で、全く単価が無いものはないです。ただ、今回該当するものは、設定されていたのが平成23年、24年のものになっています。

**【会長】**

この設定されてない職種の下限額についてどのようにするかは、変わらないということでしょうか。

**【事務局】**

条例施行から考え方は変わっていません。

**【会長】**

そのような状況ですがいかがでしょうか。愛知県だけ決め方が別なんですね。

**【事務局】**

県内の設定している団体（3団体）は同じです。他の団体では、除外してしまうところもあります。

**【会長】**

続いて、「(1) 一⑦【工事請負契約】未熟練者、年金等受給者」について、「(2) 一⑧【業務委託契約・指定管理協定】未熟練者、年金等受給者」と一緒に審議をいたしますので、先に「(2) 一⑧【業務委託契約・指定管理協定】について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

資料5 9～12ページについて説明。

**【会長】**

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願ひします。

**【会長】**

現在は地域別最低賃金に1.5%の上乗せですが、このままで良いかどうか。いかがでしょうか。

**【委員】**

一度、下がってますね。

**【事務局】**

令和元年度、当初は最低賃金の1%上昇か本市の臨時職員の賃金の高い方を適用する形になっていまして、本市の臨時職員の賃金の方に合わせる形で、1%になっておりました。

**【事務局】**

地方公務員法の改正がありまして、臨時職員の賃金の算出の方法が最低賃金をベースにする形から月額給与ベースにする形に見直しがあり、金額が大きく変わったため、令和2年度以降は最低賃金をベースにする形としています。

**【委員】**

過去、基準を変えたということですね。この令和元年と令和2年の時。下げるはないと思いますが、どうでしょう。

**【会長】**

下げるのはあまり好ましくないかもしれませんですね。昨年、変えたばかりなので、あまり変えない方がいいかもしれません。

**【委員】**

最低賃金の状況があり、それに見合った $+ \alpha$ をいくらにするかという計算になるのかなと思うので、今までずっと10円ぐらい上乗せできており、昨年の10月で、ちょっと高めだなという私の印象ですが、最低賃金プラス17円だったら1,140円のプラス17円をスキームにして、何%上乗せするかを決定するという、%を先に決めるのではない気がします。

**【事務局】**

10月18日以降は1,140円で1.5%の上乗せで端数を切り上げた18円、1,158円になります。

**【会長】**

欠席された委員の意見はどうでしたか。

**【事務局】**

委員は、労働者代表であるので、上乗せ額は当然大きい方がいいという思いはあるとの意見ですが、最低賃金が10月で5.8%、63円上がり、そこからさらに上乗せする額ということ、1.5%に変更したのが令和7年度からという状況、近隣の豊橋市より高い上乗せとなっていること、事業者のアンケート結果から現状と同程度のことから令和8年度については、現状の1.5%でどうかと意見をいただいています。

**【会長】**

下げるのはあまり印象も良くないですよね。特にご意見がなければ1.5%で、現状維持でどうかと思いますがよろしいでしょうか。

**【会長】**

それでは続いて、「(1) -⑦【工事請負契約】、(2) -⑧【業務委託契約・指定管理協定】未熟練者、年金等受給者」について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

資料5 13~14ページについて説明。

**【会長】**

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いします。特にこれも変更は無いということですね。よろしいようでしたら、そのままとすることでまいります。

**【会長】**

続いて、「(2) 労働報酬下限額の取り扱い」について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

資料5 15ページについて説明。

**【会長】**

ただいまのご説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。これも、変更点はないようですがいかがですか。

**【委員】**

昨年と全く変わってないですね。

**【事務局】**

取り扱いについては変わっておりません。

**7 閉会**

**【会長】**

本日の議題は以上となります。委員の皆さんから何かご意見等ありますでしょうか。無いようですので最後に事務局からお願いします。

**【事務局】**

連絡事項がございます。本年度の審議会は2回を予定しております。次回、第2回の審議会の日程ですが、来年1月中旬から下旬ごろの開催を予定しております。議題につきましては、本日議題として審議していただきました、令和8年度の労働報酬下限額の設定基準の答申案を決定していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**【会長】**

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回豊川市公契約審議会を終了いたします。ありがとうございました。